

訪問看護サービス重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

法人種別	株式会社ビコー
事務者所在地	横浜市緑区長津田みなみ台四丁目1-1
代表者名	荒木田 美行
電話番号	045-514-9539
FAX番号	045-514-9539

介護保険法令に基づき神奈川県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類

1) 訪問看護

2. ご利用事業所

事業所名称	ビコー訪問看護リハビリステーション
事業所番号	1463290194
管理者	澤邊 祐
所在地	横浜市旭区上川井町 812-1 2階
電話番号	045-465-4414
FAX番号	045-465-4415
指定年月日	平成26年1月1日

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

- 1) 在宅療養を希望する方の訪問看護

運営の方針

- 1) 要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限り、その居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう配慮してサービス提供を行います。
- 2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切に訪問看護を提供します。
- 3) サービスの提供に当たっては、意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行います。

4. 職員体制・職務内容

ご利用事業所の従業員・勤務体制・および業種の職種

- ・ 管理者 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。
但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとします。

- ・ 看護職員 7名（常勤 4名 非常勤 3名）

保健師・看護師・准看護師が訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を実施します。

- ・ 理学療法士 6名 作業療法士 3名（常勤 5名 非常勤 4名）

訪問看護におけるリハビリテーションを担当します。

5. サービス提供地域

横浜市旭区、瀬谷区、泉区、緑区、青葉区、大和市、相模原市南区

6. 営業日及び営業時間

- ・ 営業日 : 毎週月曜日～土曜日まで

(ただし国民の祝祭日および12/29から1/3を除く)

- ・ 営業時間 : 午前9時00分～午後6時00分

- ・ サービス提供時間 : 午前9時00分～午後5時30分

7. 利用時間

訪問看護利用時間は、20分以上1時間30分未満を標準とし、2時間を越えないものとします。また、夜間・深夜・早朝に限り緊急的に20分未満で利用することができます。

8. 利用料

介護報酬告示上の額(別紙参照)

- ・ 介護費用は、決められた単位数に地域単価を乗じた金額となります。
- ・ 利用者負担金は、介護費用の負担割合に応じ、1割、または2割、または3割のいずれかとなります。
- ・ サービスの利用をキャンセルする際はできるだけご利用の前日までにご連絡をください。

当日のキャンセルにつきましてはキャンセル料を申し受けることとなります。

(ただし、ご利用者様の容態の急変など緊急時の場合やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

- ・ 利用者負担金は介護保険法令に基づいて定められているため、契約期間中に介護保険法令等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、改定決定後速やかに通知します。
- ・ 利用者負担金については、原則金融機関の口座から引き落としとさせていただきます。
- ・ 介護給付額の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります。

9. 介護保険証の確認

- ・ 介護保険の認定更新時等に介護保険証の確認をさせていただきます。

10. 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、容態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所・及び市町村等へ連絡します。

事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

11. その他運営に関する重要事項

協力していただきたいこと・守っていただきたいこと

- ・ 説明の際は、できるだけご利用者お一人よりは、ご家族と一緒にお願いします。また、ご家族が別々の時間に、それぞれ説明を求めることはご遠慮ください。
- ・ ご利用者様、ご家族様が身体的暴力や暴言、あるいはセクハラ行為を行った場合はサービスを中止し、契約を解除させていただく場合があります。また、必要に応じて警察に通報いたします。
- ・ 看護職員などへの過剰な要求は、サービス提供に影響することから一切応じられません。場合によってはサービス提供を中止し、契約解除させていただく場合があります。
- ・ ペットにはご配慮ください。(ケージに入れるなど)

12. 虐待の防止について

利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者様及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(利用者様の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12. 苦情申立窓口

- 1) ビコー訪問看護リハビリステーション 管理者:澤邊 祐
ご利用時間:月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時30分
ご利用方法:電話 045-465-4144
面接場所 :ビコー訪問看護リハビリステーション

- 2) 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
ご利用時間:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ご利用方法:電話 045-329-3447

- 3) 市区町村
ご利用時間:月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時00分

市(区)町村	担当課(係・班)	電話番号
横浜市旭区役所	高齢・障害支援課	045-954-6061
横浜市瀬谷区役所	高齢・障害支援課	045-367-5714
横浜市泉区役所	高齢・障害支援課	045-800-2436
横浜市緑区役所	高齢・障害支援課	045-930-2315
横浜市青葉区役所	高齢・障害支援課	045-978-2479
大和市役所	介護保険課	046-260-5170
相模原市役所	高齢者福祉課	042-707-7046

令和 年 月 日

1. 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し交付致しました。

(乙)居宅サービス事業者

事務所所在：横浜市旭区上川井町 812-1 2 階

名 称：株式会社ビコー

ビコー訪問看護リハビリステーション

代表取締役：荒木田 美行

説明者氏名：

2. 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意し受領しました。

(甲1)利用者住所：

氏名：

(甲2)利用者の家族

住所：

氏名：